平成２３年（フ）第５１０号
埼玉県入間市東藤沢４丁目16番21号　コーポルミネ12―101
債務者　村上めぐみ（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９０号
埼玉県川越市清水町６番地47
債務者　平　　博一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６２号
相模原市南区大野台５丁目８番４号
債務者　田島　正美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４０２号
相模原市中央区宮下本町３丁目29番６号　コーポオカモトＢ―101
債務者　戸辺　宣雄
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４１５号
相模原市中央区宮下本町３丁目34番17号　ブルーポピーハイツＤ―101
債務者　岸　　良介
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４３４号
相模原市中央区星が丘４丁目11番５号　セジュール星ケ丘102
債務者　磯部　利衣
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０６号
新潟県新発田市新富町２丁目８番７号
債務者　菊地　隆彦
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第３５号
京都府舞鶴市字森250番地―３号棟404号、住民票上の住所福井県大飯郡高浜町旭ヶ丘１丁目１番地１
債務者　本間　幹夫
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第６０１号
堺市南区原山台３丁１番16―102号
債務者　木村　利佳
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０１６号
堺市西区鳳西町２丁24番地３　シェーンハイト303号
債務者　塚田　善子（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０７０号
堺市西区菱木３丁2653番地７
債務者　上林つぐみ
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０７９号
堺市堺区香ケ丘町４丁１番９号
債務者　渡久地すみ子（旧姓高良）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０８０号
堺市堺区香ケ丘町４丁１番９号
債務者　高良　明菜
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０８７号
堺市南区庭代台２丁３番15号、前住所東京都世田谷区松原１丁目56番16号　コート・プリムローズ102
債務者　瀧　ちひろ
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１７７号
大阪府松原市河合２丁目１番９号
債務者　村岡麻有子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２１６号
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁９番地55
債務者　鎌苅　久子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
茨城県石岡市東田中1188番地61
債務者　寺田　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第９２７号
愛知県東海市富木島町長田98番地　山中コーポ３Ａ号
債務者　渡邉　光子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部